

清須市業務継続計画の概要

1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

2 清須市業務継続計画の策定背景・目的

南海トラフ地震等の大規模な地震の発生が危惧される中、被災により行政機能が低下し、様々な制約が生じた場面においても、必要な応急・復旧業務を継続するために策定するものである。

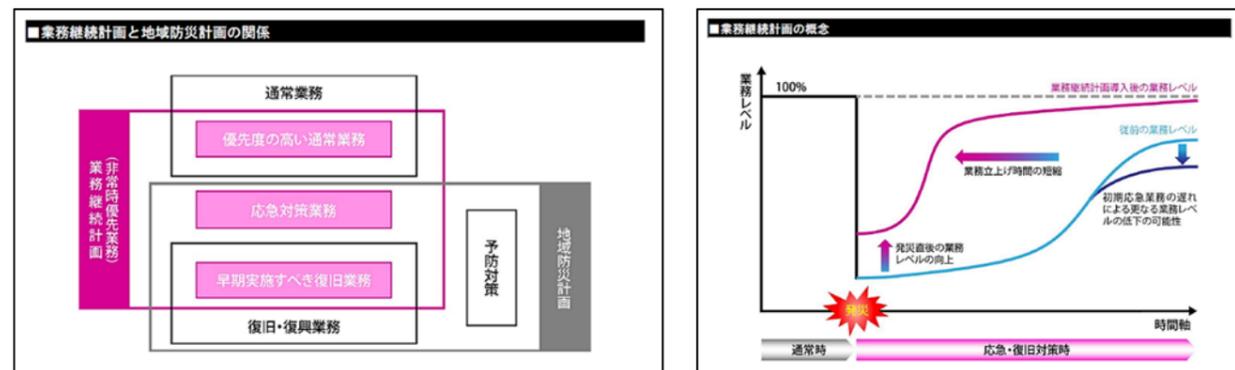
3 清須市地域防災計画との関係

○清須市地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として、災害予防、応急・復旧対策を総合的に取りまとめており、本市における防災対策の基本となる計画である。

○清須市業務継続計画

行政自体の被災を前提として、応急・復旧業務に加えて、中断できない通常業務に優先順位をつけて整理することで、清須市地域防災計画を補完し、応急・復旧業務の実効性を高めるために策定するものである。計画策定により事前に必要な措置を講じることで、発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図る。



4 計画の基本方針

- ① 不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、被害を最小限度に軽減するため、臨機応変に対処できる災害時行動力の強化を図る。
- ② ある程度の混乱は避けられない中、あらかじめ「業務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確化しておき、各部署・各職員が与えられた任務を果たすことで、全体として最小限の組織的活動を保証する。また、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ迅速に移行する。
- ③ 応急対策に不慣れな者でも、与えられた業務を最小限度の混乱に留めて実施できるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化を図る。

5 対象とする災害（被害想定）

風水害や事故災害と比較して被害の規模が大きくなると考えられる地震災害を想定して策定するものとする。（南海トラフ地震により震度7を観測することを想定）

これにより、風水害や事故災害等への対応も可能とする。

また、地震の発生時刻は、人的資源の確保が困難となる勤務時間外を想定する。

6 計画の発動及び解除

(1) 計画の発動要件

大規模な地震の発生により、清須市災害対策本部、現地災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

自動的に清須市災害対策本部を設置する場合

市の地域内に震度5弱以上の地震が発生したとき（清須市地域防災計画）

(2) 発動権限者

清須市災害対策本部長（市長）

市長不在の場合の決定を代行する権者

副本部長（副市長）、本部員（総務部長）の順

(3) 計画の解除

清須市災害対策本部長（市長）は、本市における全ての通常業務の再開をもって計画の解除を宣言する。（清須市災害対策本部の各部員は、解除の宣言前であっても、応急・復旧業務の進捗状況に応じて、休止していた通常業務を順次再開させる。）

7 代替拠点の確保

浸水・火災・液状化等、建物の損壊以外の理由により、災害対策本部が設置される市役所が使用できない場合

⇒ 清須市地域防災計画に基づき、「春日公民館」を代替拠点とする。

8 参集想定

大規模な地震の発生時には、自家用車や公共交通機関での登庁は困難と想定される。また、職員自身や家族等の被災に加え、落橋や工場火災等、本市の地域特性を踏まえると、通常時と同様の所要時間での登庁は困難と想定されるため、一定の条件を付与した上で職員の参集を想定する。参集可能職員は、概ね以下のとおり。

- 24時間以内の参集可能割合 ⇒ 約50%
- 72時間以内の参集可能割合 ⇒ 約70%
- 1週間以内の参集可能割合 ⇒ 約99%

本市の場合、職員の多くは、市役所（災害対策本部）から近距離に居住しているため、被災を免れた場合には、比較的早い段階での参集が可能と考えられる。

9 非常時優先業務の選定

非常時優先業務とは、発災後の「応急・復旧業務」及び「通常業務のうち早期の復旧を図るためには中断できない業務」をいう。

本計画では、発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図り、応急・復旧業務の実効性を高めるため、非常時優先業務を選定し、優先順位をつけて整理する。

○非常時優先業務の選定結果

着手時間	業務数	該当する業務の考え方	業務の例
3時間以内	36	初動体制の確立、被災状況の把握	職員の参集及び被災状況の把握 通信手段の確保 災害対策本部の設置・運営
12時間以内	75	救助・救急の開始、避難所の開設	自衛隊の災害派遣要請 清須市防災協力会への協力要請 避難所の開設、運営及び管理
24時間以内	30	応急活動（救助・救急以外）の開始、避難生活支援の開始、重大な行事の手続き	食料の供給 医療ボランティアの受入れ及び調整 仮設トイレの調達
72時間以内	46	被災者への支援の開始、他の業務の前提となる行政機能の回復	避難所における健康管理 被災住宅等の調査 災害ごみの収集運搬及び処理
1週間以内	41	復旧・復興に係る業務の本格化、窓口行政機能の回復	農業者及び商工業者の被害状況調査 災害対策資金の出納 激甚災害の指定手続
1ヶ月以内	60	その他の行政機能の回復	義援金品の配布及び義援物品の受領 職員の公務災害補償手続
合計	288		

10 業務継続体制の強化に向けた取組

発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図り、非常時優先業務を円滑に遂行するため、業務遂行上の問題（ボトルネック）を想定し、平常時から業務継続体制の強化に向けた取組を実施する。

(1) 職員の防災レベル向上を図る取組（計画に挙げた取組のうち、主なもの）

■研修・訓練等の実施

○職員向けの危機管理研修や実践的な災害対応訓練の実施

■参集レベルの向上

○安否参集確認システムによる伝達訓練や参集訓練の実施

○参集経路の確認や経路上の危険箇所の把握

■決定権限の明確化

○決定権者（課長・所長）不在時の委任権限の確認

■関係機関との連携強化

○関係機関の連絡先や連携業務の内容確認、受援体制の確立

(2) 市役所及び設備の強化を図る取組（計画に挙げた取組のうち、主なもの）

■庁舎

○災害時における防災拠点として必要な機能の保守点検

■電力・通信設備

○機能維持に向けた総合的な対策検討及び実施

■情報システム

○システムのバックアップ（クラウド等）の検討及び実施

○紙媒体での情報収集・取りまとめ・処理等の検討

■上水道・下水道

○仮設トイレ及びトイレットペーパーの備蓄

■備蓄

○食料等の備蓄（各職員）

■公用車

○車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールするための配車計画の検討

11 PDCAサイクルの確立

研修や訓練を通じて計画の定着を図るとともに、必要な資機材・設備を確認し、それらを通じて得られた情報や知見等を本計画に反映させ、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルを確立する。

また、地域防災計画や各種防災マニュアルの策定・改定が行われた際には、本計画についても必要な見直しを行うことで、全庁的な業務レベルの向上を図る。

